

令和８年度における国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の
中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「法」という。）第５条の規定に基づき、令和８年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１ 中小企業・小規模事業者向け契約目標

（１）令和８年度の機構における中小企業・小規模事業者向け契約目標については、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が、令和６年度までの実績を基に算出した６７．４％、金額が約１６．１億円（ただし、令和７年度実績がこれを上回った場合には、当該実績値）を上回ることを目標とし、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（２）新規中小企業者向け契約目標については、「令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和８年４月２１日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として３％以上を目標とする」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率については、３％以上を目標とし、スタートアップを含む新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第２ 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

（１）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５６条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５８条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

（２）総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

（３）中小石油販売業者に対する配慮

災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、①及び④に留意するとともに、例えば②及び③のような取組により、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

- ①災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には費用対効果等も勘案しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ②一般競争により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給を要件とし、適切な地域要件の設定（地域内に燃料供給拠点を有すること等）を行うこと。
- ③災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等十分に検討しつつ、極力分離・分割発注を行うこと。
- ④原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

（４）中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- ①中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、入札までの期間を十分に確保する。
- ②受注者の資金繰りがしやすいよう、契約の内容等に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

（５）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するため、次の事項について取り組むこととする。

- ①最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成する。
- ②入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。
- ③人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとし、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応する。

（６）知的財産権の取扱いの明記

著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確に規定するものとする。また、契約に当たっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとする。

（7）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

①工事の発注に当たっては、建設業法第34条第2項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

②物件及び役務の契約について、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③上記①②の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、複数年度にわたる契約においては、同指針を参考に発注者として少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとし、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく再委託先も含めて適切に請負代金を設定するよう配慮するものとする。

さらに、契約金額の変更を申し出た受注者に対して、次回以降の発注における指名・選定やその他の取り扱いにおいて不利に扱ってはならないものとする。

（8）官公需情報の提供の徹底

①一般競争入札による発注に関連する情報については、ホームページへの掲載及び公式 SNS 等の広報媒体を活用した情報発信を徹底する。

②事業者に見込み可能性等を持たせるため、年間発注予定表を策定し、ホームページへ掲載する。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

（1）調達部署は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。

- (2) 調達部署は、一般競争入札による場合、競争参加者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用を行うものとする。
- (3) 法務部調達契約課は、機構における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。
- (4) 法務部調達契約課は、各調達部署において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、各調達部署に共有する。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 本方針の適用範囲

本方針は、機構の本支部に適用する。

(2) 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、機構に推進本部を設置する。推進体制は以下のとおりとする。

本部長 法務部長

本部員 調達契約課長

その他本部長が指名する職員

(事務局 法務部調達契約課)

なお、推進本部においては、第1に掲げる目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

- (3) 調達部署は、会計・調達など発注に係る業務を担当する職員が、積極的に価格転嫁・取引適正化に取り組むことができるよう、当該職員が取り組んだ官公需における価格転嫁・取引適正化への取組について、人事評価において適切に配慮するものとする。

附則

○本方針の公表

法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。